

松戸市建設工事指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市の発注する工事の契約事務の適正かつ合理的な執行を図るため指名業者（共同企業体を除く。以下同じ。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(等級別発注基準)

第2条 建設工事の種別ごとの等級に対応する発注基準額は、次に掲げるところによるものとする。

種別 等級別	土 木	建 築	ほ 装	造 園	土木・建築 ・ほ装・造 園以外の建 設工事
A	1,500 万円 以上	1,000 万円 以上	1,000 万円 以上	300 万円 以上	500 万円 以上
B	4,500 万円 以下	1 億円 以下	4,500 万円 以下	3,000 万円 以下	4,500 万円 以下
C	1,500 万円 未満	4,000 万円 未満	500 万円 未満	500 万円 未満	500 万円 未満

2 次の各号の一つに該当すると認められる工事については前項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時等における緊急復旧工事
- (3) 主として請け負った工事と密接な関連のある工事
- (4) 遠隔地で施工する工事
- (5) その他市長が必要と認める工事

(発注基準額に対する特例)

第3条 A等級業者の不足により指名競争入札の執行が困難な場合は、B等級業者を加えることができる。この場合において、B等級業者の発注基準の上

限は、次の表に定める。

土 木	建 築	土木・建築以外 の建設工事
8,000 万円	2 億円	6,000 万円

(指名業者数)

第4条 建設工事の設計金額に対する指名業者数は、次の表に定めるところによるものとする。ただし、特殊な機械又は技術を必要とする工事、災害時等における緊急復旧工事については、この限りではない。

設 計 金 額	業 者 数
300 万円未満	5 以上
300 万円以上 1,000 万円未満	6 以上
1,000 万円以上 3,000 万円未満	7 以上
3,000 万円以上 1 億円未満	8 以上
1 億円以上	10以上

(年間平均完成工事高を超える工事に係る指名の制限)

第5条 建設工事の発注金額が指名しようとする業者の年間平均完成工事高を超える場合は、指名しないものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、新規業者については、当該業者の施工能力に応じた指名をするものとする。

(指名業者の選定にあたっての留意事項)

第6条 指名業者の選定に当たっては、第2条から前条までに規定するもののほか次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件

- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適正
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

(再度入札における指名の取扱い)

第7条 指名競争入札の結果不調となった工事について再び入札を行う場合の入札参加業者の指名は、特別の理由がない限り当初の指名業者を変更して行うものとする。

(建設工事に係る選定基準の準用)

第8条 建設工事に係る業務委託等の入札に係る指名業者の選定については、第4条、第6条及び第7条の規定を準用するものとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、昭和55年7月17日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令甲施行の際、現に指名している業者については、この訓令甲に相当する規定により指名したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、昭和57年5月15日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令甲施行の際、現に指名している業者については、この訓令甲に相当する規定により指名したものとみなす。

附 則

1 この訓令甲は、昭和60年7月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、昭和62年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令甲施行の際、現に改正前の松戸市建設工事指名業者選定基準の規定により指名を受けている業者は、改正後の松戸市建設工事指名業者選定基準により指名を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、平成3年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令甲施行の際、現に改正前の松戸市建設工事指名業者選定基準の規定により指名を受けている業者は、改正後の松戸市建設工事指名業者選定基準により指名を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、平成9年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令甲施行の際、現に改正前の松戸市建設工事指名業者選定基準の規定により指名を受けている業者は、改正後の松戸市建設工事指名業者選定基準により指名を受けたものとみなす。